# 浴槽水

## 浴槽水水質基準

「厚生労働省 公衆浴場における水質基準等に関する指針」に基づく

### 原湯・原水・上がり用湯・上がり用水の水質基準

No.	項 目	基 準 値
1	色度	5度以下
2	濁度	2度以下
3	pH値	5.8 <b>~</b> 8.6
4	有機物(TOC 又は 過マンガン酸カリウム消費量) ※	TOC:3mg/l以下,過マン:10mg/l以下
5	大腸菌※	検出されないこと

6	レジオネラ属菌	10CFU/100ml未満
---	---------	---------------

<sup>※ …2019</sup>年9月より法改正

### 浴槽水の水質基準

No.	項目	基 準 値
1	濁度	5度以下
2	有機物(TOC 又は 過マンガン酸カリウム消費量) ※	TOC:8mg/l以下,過マン:25mg/l以下
3	大腸菌群数	1個/ml以下

#### ※ …2019年9月より法改正

4	レジオネラ属菌	10CFU/100ml未満
---	---------	---------------

- 「原湯」とは、浴槽に直接注入される温水をいう。ただし、循環ろ過方式等により浴槽水が還流される場合の温水は除く。
- ●「原水」とは、原湯の原料とする水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽に直接注入される冷水をいう。
- ●「上がり用湯」とは、上がり湯用湯栓(シャワー等を含む。)から供給される温水をいう。
- ●「上がり用水」とは、上がり湯用水栓(シャワー等を含む。)から供給される冷水をいう。
- ●「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。
- 1) 薬湯、温泉等の濁度、有機物基準は衛生上危害を生ずる恐れがないと認める時は適用を除外することが出来る。
- 2) 毎日完全換水型循環浴槽水は1回/年以上、連日循環型循環浴槽水は2回/年以上の検査 (ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、一年に4回以上)。
- 3) 有機物の分析について、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素(TOC)の量の測定結果を 適用することが不適切と考えられる場合、過マンガン酸カリウム消費量での試験を行うこと。